

第十回 参議院法務・地方行政連合委員会會議録第二号

昭和二十六年五月二十五日(金曜日)
午前十時五十六分開会

本日の會議に付した事件

○住民登録法案(衆議院提出)

○委員長(鈴木安孝君) これより法務、地方行政連合委員会を開きます。前回に引き続き御審議を願います。

○小笠原三男君 前回提案者にはい

ろ／＼の質問をしましたので、或る程度の認識を得たのであります。ただ今回のこの住民登録の事務が、市町村の固有の事務であるような建前について市町村が現実はどういう必要性を感じているか、又事務上の便宜という点を中心にして／＼本法案を考えてみなければならぬと思うのであります。が、発議者におかれましてはこの法案を立案いたします過程において、地方市町村団体との間に意見を徴するようなどという手続をとり、地方の意向をどういふうにこの法案に汲み入れたものであるか、この点指摘して頂きたいと思うのであります。

○衆議院議員(銀治良作君) これは我が今まで調べましたところによりま

すと、昭和二十三年十一月に審判制度改革審議会なるものを設けまして、これに関する研究に着手したのであります。その審議会の委員は地方自治庁、地方財政委員会事務局、全国選挙管理委員会の事務局等、それに地方公共団体の代表という意味を以ちまし

て、東京都及び東京都の区の職員のうちから代表者を選んで審議をし、その意見に基づきまして大体の要綱を作りまして、その要綱に基いてこの法案を作られたように知つていたのであります。

○小笠原三男君 そうしますと、この法案については地方の公共団体も相当了解し、納得しているという域に達しておられなければならないというふうにも考えられるのであります。ところが全国の町村会或いは市長会等は期せずして同様なこの法案に対する反対の意見を以て我々に陳情しておるのであります。それでこの前もお伺いしたのでありますけれども、本日は一つこの地方の要望或いは疑念に対して説明を与えるという意味において、私代つて一つの端的に地方の要望について質問いたしますので、お答えを願いたいと思うのであります。

その第一は、審判、選挙、配給、納税等に関して本法一本でこと足りるようにして、特に選挙人名簿というものはこの住民登録を基本にしてやつて、行政の簡素化に資せられたい、こういう要望が地方では強いのであります。が、この点についてどういふお考えを持つておられるでしょうか。

それから二は、これはこの事務を執行するに当る経費負担の問題であります。これはこの前／＼質問しておりましたので、関係財政当局に本日は質問しますので保留いたします。その次に、これも質問をこの前いた

しましたのであります。が、衆議院において修正した第二十九条或いは追加した三十条について地方の固有の事務にした以上はこうした勧告、或いは助言などという一般的な監督権は不必要である、或いは報告させることができるといふ国、或いは都道府県知事のこういうやり方も町村事務を徒らに煩雑ならしめ、而もこの統計的な資料を作成するに当つてはやはり所要経費がかかるのであるが、何らこれらの裏付けというものを発動するということはけしからぬ、従つてこの二条は削除してほしい、こういう希望が地方側に強いのであります。これについての所見もお伺いしたいのであります。

○衆議院議員(銀治良作君) 最初の問題をであります。要するに今のお話を聞くと、我々も今まで聞いておりますところによりますると、折角この

住民登録というものをこしらえても、これに権威がないと、今までの審判と同じようになつて有名無実になりはせぬかという懸念であらうと思うのであります。その点について選挙人名簿或いは学齢簿等はすべてこれによるのだというところに確定したらどうかという意見は前からあつたのであります。が、勿論これができる以上は、その基礎はこれによることは当然だと考へるのであります。但しこれ以外にそれじや資料が絶対に得られないといふわけにも行かないと思われましますから、その精神は何かほかの方面で十分

現しておけば、当然さような仕事はこれによらなければならぬ、又それによらせるためにこれを作つておるのだから、その目的を達せられるのではないかと考へておるわけでありま。

その次の市町村の心配は、これによつて経費が市町村に特にかけられるかという問題だと思ひますので、これは財務当局においても十分考慮して頂きまして、今後平衡交付金を定められる場合においてもこれに関する一項目を置いて十分これを実現し、市町村に過重な負担をかけないようにして頂きたいといふので、今までも事務局から／＼折衝しているそうでございます。が、本日幸ひその係のかたが出ておりますから、ここで十分一つ意見を聞いて頂きたいと思つてござ

います。それから二十九条、三十条であります。二十九条はこれは主として各町村でまち／＼にならないように、それから又従来面倒なような問題があるならば、それらのことも一定して一応きめておけば、これはどういふようになつておるのだと、こういうことで法務總裁のほうでそういう問題をまとめ全国的に成るべく統一させるほうが便利だ、却つてそのほうが市町村のために便利だといふ。これは公聴会における専門家の切なる要望でありましたので、これを入れたわけでございまして、それから三十条につきましては、成るほどかようなことをたび／＼言つて来られると面倒くさいといふお考え

も出るかも知れませんが、これは考へ方でありまして、これは主として統計のほうが多いと思ひます。そういうような場合には仮にこれになくても、そのほうから市町村へこういうものを調べてくれとか、今までこれは随分例のあつたことであります。くれと言われればやらせておつたのでありますから、そういうものをこの住民登録を基礎としてやつたほうが却つて簡単に行くのじやないかといふ、こういうところからこれを入れたわけでありま。但しそれに伴ひまして、又それじや経費が要つたらどうかといふたような問題は、これは財務のほうであります。それから、これらの点は財務のほうで十分考慮して頂きますならば、双方のために却つて便利に事務が行くのじやないかと、かように考へております。

○小笠原三男君 発議者から聞くと、至極まあ御結構な御答弁なんです。が、この選挙人名簿の問題は、たださういふ話だけではこれは済まないので、公職選挙法のほうによつて選挙人名簿の作成は煩雑な手続を以てやらなければならぬということになつておるのですが、まあ利用はされるだろうといふことで、地方は納得するのではなくて、この住民登録のこの資料によつて選挙人名簿を作るといふことを明文化することによつて、一切の単独な選挙人名簿作成のための行政事務といふものをやめてしまいたい、そしてい／＼／＼な選挙人名簿からの脱落その他についての疑義解釈、或いは紛争をこ

れによつて解決したいというのが多分地方の要望であらうと思うのであります。従つてこの点はつきり御答弁願ひたい。

○衆議院議員(銀治良作者) 御尤の御意見なのでございますが、ただこの選挙人名簿の作成という点になりまると、これは市町村選挙管理委員会で作ることになりますものですか、そのほうでこれによると言つてきめることは誠に結構だと思ひますが、この法律によつて、これがすぐ選挙人名簿になるのだということとはちよつと問題があるのじやないかと思はれるのであります。但し選挙管理委員会と市町村との間で今後は、これができた以上は選挙人名簿はこれによつて作るのだと、こういうことを別の方法できめま

なことは、それは結構なことだろうという程度ではいろいろな紛争を排除することはできないのじやないかと考へるのであります。いわゆる確かに何か月前に住居しておつたとか、おらんとか、こういう証明はすべてこれによつてやられるというふうなことになる、はつきりして来るだろうと思ふのであります。

○衆議院議員(銀治良作者) 我々もその考えは同一に考へておりまして、いろいろ研究したのですが、この選挙人名簿は選挙管理委員会においてこれを作るということとなつておりますので、若しそういうことにいたします

は、この公職選挙法の第二十条にそのことを入れるほかはないと考へますので、それでない限りにおいては何かこちらの施行規則とか、それから選挙管理委員会と打合せして選挙管理委員会の施行規則等において入れるとか、そういうふうなことを今後考へなければならぬと思ひます。併しそのことは誠に我々も結構なことだと思ひますから、是非何らかの方法を講じたいと思つておりますので、これは今直ちに言明するわけに行きますまいが、将来に関する考へ方について法務府の係の者から一意見述べさせることにいたしますから、御了承願ひます。

○小笠原三男君 それは私はちつとも構わん問題だと、選挙管理委員会は何かの法律規定さえあれば、この住民登録によつて選挙人名簿を作成すると、一本にそういうふうになつて行くと思ふのであります。このほうが都合がいいと思ふ、その地方々々でいろいろな考へ方でこれを使うというよう

はこの法律に伴つて住民登録法施行法というものが別に制定されなくちやならん建前になつておるのであります。この施行法の中で以て関係法律の整備、例えば寄留法の廃止というふうな措置を講ずることが適当ではないかと思つております。

只今御質問の点は結局公職選挙法の問題に相成りますので、この施行法の立案の際におきまして、公職選挙法の改正という問題を問題にいたしました十分研究をいたして参りたい、こういうふうに考へております。

○小笠原三男君 だん／＼の御答弁でよく了解したのでございますが、是非そういう点は慎重に御検討をして頂きたいと思ふのであります。ただそれが仮にならぬとしても、只今の参議者の御答弁のように地方自治団体もそれ／＼の意思によつてこういうものを基礎にして選挙人名簿を作成すると、その他の煩雜な手続は省略するといふことをでき得るということだけははつきり了解して置く次第であります。

それから次に續いて質問いたしますが、公職法等で熾烈なる意見がありましたので、第三十条を追加したと言ふんですが、その公職会における熾烈なる要望というふうなことは、この事務が市町村固有のものであるか、国の事務であるものが、委任された事務であるかというふうな点が根本的に論議せられて、そうして市町村の固有事務であるという建前でおこる監督権なり、報告聴取権などの発動できるような法律を作るべきだと、こういう主張であつたのかどうか、お伺ひいたします。

○衆議院議員(銀治良作者) もとより固有事務であることを前提としてであります。固有事務ではあります。この固有事務を成るべく全国的にまち／＼でないほうがいいから、その監督という意味より固有事務の便宜のためという意見が多かつたわけでありまして、それから三十条に至りましては、固有事務ではありますけれども、国のほうで市町村に対してこういうことを始終やるのでありますから、そのときは又選挙法に基いてやるということにしたら、却つて市町村のほうが案だと言ふこととからこれは実際今までの実例を並べて述べられました。その意見を徴して我々も審議し直してやつた、こういう実情であります。

○小笠原三男君 その市町村のほうは案だという意見だからやつたと言ひますが、全国市長会、全国市町村会もその組織団体が大体こんなものを必要でない反対をしておるのであるから、私はどうもその点はおかしいと思ふのです。而も先ほど政府委員からも御説明がありました、この法律は施行法が伴ひ、又施行令も出て事務上のいろいろ／＼な規定をなさるんであります。ところが、この法律に基いたる／＼な施行法、施行令等で統一した行政事務の能率的な面を考へて行けば、私は一切二十九条、三十条は要らぬのではな

い、この考へるべきであります。法律の建前から言つて……、そうしてなお且つそれでも疑義がある場合、地方からこの法律の主管大臣に対していろいろな疑点を質疑されて回答して行くという原案のほうは非常に何といひますか、地方分権的な法の建前じやないだらうかと思ふのであります。而もこ

の三十条はどうせやつてゐるものだから明文化しただけのことだということでありまうが、これらについても他に統計上の国の統一した事務があるものであつて、そのほうの法律規定その他でこれはやればいのであつて、住民登録法そのものの建前から行く場合、こういうものは必要でないのではないかと、こういう意見に対して一つ御答弁願ひたい。

○衆議院議員(銀治良作者) これは考へ方の……。

○小笠原三男君 そんなんです、考へ方の……。

○衆議院議員(銀治良作者) 固有事務であることにはこれは誰も異論がありません。絶対固有事務としておりますが、固有事務であるからそこで固有事務だといつたからといつて、ほう／＼でまち／＼になつては困るから、こういうものがあるほうが却つて固有事務を取扱う上において便利だ、こういう事柄なのであります。それ以上はこれは考へ方のなになんて……。それから三十条につきましても、これを以てい

つても何でもやれるという考へではないのです。必要があるときいづつやつてゐるのだから、そうすればどれかでやられるよりもこれに基いてやる、こういうふうにしておいたほうがこれにも權威が付き、又市町村のほうでも案だ。そうでないという、そのときどきでいろいろ／＼な調査を命ぜられて何してゐるからこれでやるのだと、こ

ういふ意見なのであります。これは少しこれに至ります前にも、原案を作るときにもいろいろ／＼な意見があつたのが結局ここに現われて来たわけなのであ

る。……。

○小笠原二三男君 どうもいつこいよ

うですが、考え方だという、その考え方が我々としては重大な問題なんです。それで二十九条については事務が不統一になることを御懸念になつておられるのですが、私はその点は事務がこの施行令でどしどし統一のないいろいろな基準をおきめになつて、それ／＼細かく細則をきめて施行させればいいのであつて、その後において疑義が起

から言つても、この三十条の規定は解釈のしようによつては従前のその不統一なる統計を要求する上級機関の越権的な行為は認という建前がこの中にある、そこで私はこういうものは要らんもののじやないか、それでやつておるならやつておる通りにやればいいので、明文化する必要がないのじやないかという質問をしておる次第なんです。非常に便利なものですから、さまざま使つて下さい。

考慮に入れて特に煩雜に亘らない、双方のために便宜であるように何か考えたい、かように考えております。

○小笠原二三男君 それでは先ずその点もどくなりまますので了解したといたしまして、次にこの前からのいろいろ財政的な裏付の問題でありますのが、今日は地財委のほうからも御出席がありますのでお伺いいたしますが、大体この事務を發足させるがための諸度調弁費として來年の七月までに用意

り我々の意見を了とせられて、平衡交付金算定の際に住民登録事務の一項を設けてもらつて、そうして特に平衡交付金でこれを見てもらうというようにしたいということであつたのであります。が、これらについてやはり地財委とはどういふ御連絡があり、又現在地財委としてはどういふお考えをお持ちになつておられるか。この際お伺いしたいのが第二点であります。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一点は財

で、大体大同小異と考えてよろしいの
ではなからうかというような考え方を
持つておるわけであります。法務府の
調査によりますと、世帯台帳の關係で
一万九千五百人であります。寄留關係
で四千七百人、合計二万四千二百人
という数字であります。この数字は或
いは兼務の關係で全部が全部その事
務に當つておるということは言えない
と思つておりますが、住民登録關係で
大体大ざつぱに人口四千人に一人の
職員を要する

つて来るものは受けて立つという態度がやはり行政事務の配分の建前から言つて私はいいのじやないかと思うのであります。それで又うまくないということがあります。ことであれば、施行令でどん／＼これは仕事をやつて行けるのでありますし、又それに基いて地方公共団体に對して通牒といいますか、通達といふすかを出してそれ／＼善処方を要望することもこれはどこでもやつておるののであつて、何もこういうふうに法律で國が／＼ということを行わなくてもいいのじやないか、こういうのが私の考え方なのであります。それからこの三十三条では「國の行政機関は」とあると、どこがやるのかわからんであります。で農林省は農林省のほうの何かの統計的な資料が欲しいというので出す、法務総裁は法務総裁、文部大臣は文部大臣で予算措置その他の資料を地方に求める、こういうことはまあありがちじやないかと思うのです。地方府県においても農務課がやる或いは衛生課がやる、何がやるというふうに同一町村団体に對して同じ統計資料をあらゆる角度から要求してゐる、こういうことで事務が非常に煩雜であるということとは事実なんです。そうしてこの点

○衆議院議員(鑛冶良作君) いや、御懸念は御尤もでございます。それ以上は議論になりますから……。二十九条はこれは勸告をし又は助言するので、す。何といひますか監督という意味にやございせん。ただこうしたらどうだと聞かれたら、こういうふうにしたらどうほうがよからうというその程度のものなのであります、決して監督の意味でないということは十分この際明確にしておきたいと考えます。それから三十条はそれは御尤もなのですが、今まで聞いたところでは随分やられておるのだ。そのときごとにどうもいろいろなことを言われて困るからこれでやるのだ、こう言つておいたほうが却つて便利だ、こういうのでしたが、ただ、今ここで考えられるように、これがなにかつたら気兼ねしてやるのにこれがあるので堂々とやつて来られるというところも考えられないでもありませんが、若しこういうものがあれば、統計なら統計に対してまち／＼にやらないで、こういうことで例えば内閣の統計局でまとめる、さようなことをこれは考えなければならぬものじやないかと御注意によりまして考えましたので、それらについて施行令を定めます際に十分

しなければならぬ住民登録のカードの作成、その他事務職員等の手当等もあろうかと思いますが、よくはつきりしませんが、四、五億か八億程度金がかかる、それから実施後においては一年間約十九億ぐらいその事務費がかかるといふ。こういうようなお見込みを法務府のほうから伺つたのであります。が、そこで私たちはその初度調弁費は新たに国の法律によつて地方が支出を余儀なくされる経費であるから、国が独自に一つこの財源の裏付をする必要があるのではないかと意見に對しまして、大蔵省のほうといふ／＼話合つておるのである、次の機会の予算にこれを見てもらうようにして、地方には負担をかけるないという建前で考えておるのであるという御尤もな御答弁であつたのであります。が、これについては地財委もこれに關係することであり、するが、今までどういふ連絡があり、そして財務当局とはどういふ程度の話し合いになつておるのか、地財委側のお考えをお伺いしたいというのが第一点であります。

それから第二点としましては、平常の年度における十九億からかかる事務費については、法務府においてや

政負担の問題であります。御承知のように住民登録法は三年越しの問題でありますので、法務府とは密接な連絡をとりながらやつて参つて来たわけであります。二十六年年度におきましてはなななお準備の段階でありますので、地方負担はないというお話を聞いておるわけであります。又将来におきましても臨時的な経費、例えて申上げまするならば調査員の手当でありますとか、或いは調査票に記入する事務費でありますとか、或いは又住民票、附票というようなものは経費を負担するという話であります。併しながらそういう点は法律には何にも保障はないじやないかかというふうに疑問を持たれるかと思うのであります。二十六年年度においてすでに附票の作成が国の予算に計上せられておりますので、法務府のそうした約束を信頼してよろしかろうというふうな考え方を以ちまして、単に内部的に文書を交換しておるといふわけであります。平常年度におきましてはどうかという問題もあるわけでありますけれども、現に寄留法がありますし、又配給関係で世帯合帳を作つておりますし、又これらに相当の人員を市町村が擁しておる関係もございますの

と考えますならば、二万人余りになつて来るわけであります。又年間の移動人口を仮に三千万人と見ました場合に、世帯で言いますと七百万くらいのもので一世帯について通信費その他のものについて二十円ばかりかかるというような大ざつばな計算をいたしますと、そのために一億四千四百万円あります。そうした経費は世帯台帳と寄留の關係も調査費とを一つにすることによつて生みだされる人件費の節減で出て来るのではなからうかという考えを持つておるのでありますけれども、併しこの法案が成立しましてから後に更に厳密に調査をいたしまして、所要経費を當つて行きたいと思つておるのでありますけれども、今のところ大同小異であろうというような見方をしておるわけであります。なお平衡交付金の算定に當りまして、住民登録の一項を設けて行くことについてどう考へておるかという問題であります。私は平衡交付金の算定に當りまして、行政項目ごとに分けながらそれぞれの財政需要を計算して行くわけありますけれども、これは結果においてその地方団体に幾ばくの平衡交付金を交付しな

ればならないかという総額を算出するための手段に過ぎないわけであります。それを余り行政項目を細かに分けてしまふと、如何にも国が個々の地方団体に對して、予算の枠を作つてしまふという虞れがあるのであります。何か国のほうで地方団体の予算統制をやるといふようなことにならないとも限らないのであります。従つて理論的には成るだけ大きな行政項目で計算しながら、結果として所要のその地方団体に交付すべき平衡交付金の額を算出したほうがいいと思ひます。併しながら一面その平衡交付金の設定を通じまして地方行政の計画的な運営を図つて行くといふことも考慮せられなければならぬのであります。現在戸籍につきましては、その他の行政費という中に一括して計算をしておるわけであります。もとよりその他の行政費を算定いたします際には、戸籍の關係だけでは幾ら經費を必要とするか、或いは寄留の關係では經費を幾ら必要とするかといふことを仔細に分析して算定をして行かなければならないと思ひます。その表面に出しますには、成るべく市町村の財政運営、府県の財政運営の方面を拘束することのないような試みがなされて行かなければならないと思ひます。そういうふうな考え方を持つておるのであります。今直ちに住民登録を行政項目の一項目として計画することとは申上げかねるわけでありまして、將來なおよく検討して参りたいといふふうに考えておるのであります。

○小笠原二三男 第一点の質問については法務府の見解も一致しておるようでありまして、国が財源的な裏付けをするという建前であるといふことを確認しまして質問を終わりますが、この第二点の平衡交付金の配分の問題に關しては、只今の奥野さんのお話もその通り聞いておるということ、誠にいい話なのであります。大要結構であります。ただそれほど地方を拘束しない、又そのためには大東に金を考へて行くのだといふことは、意地悪い考へ方をしますと、非常に政治的に考慮された配分といふものが結果出て来る余地が残すのではないかと思はれる点があるのではありませんか、又實際私たちが地方の側にあつてこういう方面に行政費をたくさん使つて欲しいといふ或る考へを持つておる者から言つて、或る程度は拘束されるくらいに国が十分金を見つけてくれるといふことのほうが地方にとつてはいいという考へもあるわけでありまして、ところが只今の問題になつておる点は、これからまあ検討して見ましようという程度のことなんです。これは法務府側の御見解とは相当違つて、何かこう雲か霞のごとくすつと消えてなくなるような心細い感じを持つておるようですが、一つ法務府側の御意見を伺ひたい。

○説明員(平賀健太郎) 前回の會議の際私申し上げました点と、只今奥野課長から御答弁された点、そう食ひ違つていないと私は思ひますが、ただ一つ食ひ違ひがあつたと申します。違つたところは結局住民登録事務費といふものを地方財政平衡交付金法の中に入つて一項目立てるかどうかといふ問題だと思ひます。この点につきましては前回も私たしか一項目をはつきり立てるといふ点についてまだ地財委とは十分了解が付いていないといふふうに申し上げたと記憶するのであります。問題はその法律の体裁をどうするかといふことに帰着するのであります。實質的にこれを見て行く、經費の裏付けをして行くといふ点においては法務府と地財委事務局との間には考へ方に食ひ違ひはないのじやないかと、こういうふうに考へております。なお地方財政平衡交付金法の中にはつきり一項目立てるかどうかという問題は、これは結局先ほど申しました住民登録法施行法の中で關係法律を制定する際に、その際平衡交付金法の一部改正をやるかやらんかということに結局帰着いたしますので、我々といひましたし、この点はなお地財委事務局と十分協議をしてみたい、こういうふうな考へております。

○小笠原二三男 いろいろの点がわかつたのであります。奥野さんにお尋ねしますが、今後検討して、そして科学的な平衡交付金の配分の制度を打ち立てるというためには項目を起す、起さないは一応保留して、實際の事態に就いて調査し、その資料に基いて一通りの算定の基準といふものを打ち出すといふことにおいてはこれは変らない点であらうかと思ひますが、今後の住民登録關係の費用といふものについて推定をしてみる、或いは實際の帳においてこれが調査をして、そして或る確定された範圍の財政需要といふものが考へられて来る場合には、やはり一項目を起すといふようなところまでお考へになつて行かれるものであるかどうか伺ひたい。それは私の聞き方が悪いかも知れませんが、金額が大して全体的には大きなものではなから、その他といふ大枠で適宜やるんだという考へ方に対して如何かと思はれる点があるので、伺つておく次第なのであります。

○政府委員(奥野誠亮) 住民登録の關係を平衡交付金の配分の中に一項目を起すか起さないかといふことにつきましては、いろいろの角度から検討しなければならぬわけでありまして、けれども、併しながらいづれの項目にならなくても、それ／＼項目の内容につきましては仔細に検討し、その結果としての数字を出して行かなければならぬと思つております。御承知のように個々の行政項目ごとの單位費用につきましては、二十七年年度から法律できめ業をいろいろやつておるわけでありまして、只今やつております作業は各行政項目ごとに更にその仕事の内容を分析いたしまして、それ／＼の細目における行政の所要經費につきましてあるべき予算といふものを作成しておるわけでありまして、もとより仮に住民登録の經費をその他の行政費でみることにいたしまして、戸籍の關係で幾ら、住民登録の關係で幾らといふように個々の行政の細目につきまして、あるべき数字といふものを出して行きたいと思つております。こういうものを基礎にしまして、結果としての單位費用を国会において決定して頂きたい。こういうふうにお考へておるわけでありまして、なお戸籍や住民登録の問題を仮にその他の行政費といひました場合に、その他の行政費は人口で測定することになつておるわけでありまして、仮にこれを別枠にいたしましたもやはり測定數値は人口を使わなければならないのじやないか。そうしますと、殊更に戸籍を分離し、或いは住民登録を分離することは如何なるものであらうかと思ひますが、又半面に、戸籍や住民登録は地方行政費中かなり大きなウェイトを占めておるわけでありまして、こうした場合には或いは特例的な扱いをしてもいいのじやないかといふような意見も出て来るのであります。兩論ございまして、平賀さんからいろいろ御意見も承つておるので、なおいろいろ研究して行きたいと思つております。

○岡本愛祐 奥野君に、今の小笠原君の質問に關連しているのですが、地方団体に交付すべき昭和二十五年年度の地方財政平衡交付金の假決、定額の算定に關する基礎といふものがありまして、二十五年度、二十六年度について、二十七年年度分からは今の法律が出て行くといふことになるだらうと思ひます。その中に二十五年度については市町村分を例にとつてみますと、今あなたがおつしやつたように、七、その他の行政費と、その他の諸費と、徴税費、戸籍事務費、その他の諸費とある。三つに分けてある。それで小笠原君が言われる意味は戸籍事務費があるから、これが市町村の固有事務にまで分けられて、その他の諸費をもう一つ分けて頂き、住民登録事務費といふものを設けたいのじやないか。そうすれば町村のほうも納得できるのじやないか。こういうふうには聞いていたのですが、この点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮) 住民登録の關係につきまして、更に行政項目として上げるか上げないかといふことにつ

きましては、先ほど申上げましたように成るべく同一の測定数値を用いられるなら一緒にしたほうがいいのじやないかというふうな考え方もあるわけでありまして、又金額が他の行政項目とどのようなバランスになつてゐるかというふうなことも見なければならぬし、又余りその項目を小さくし過ぎましたも、又先ほど申上げましたように予算統制的な弊害も生じて来るというふうなこともございまして、総合的に考へて行きたいというふうな思つておるのでして、なおこれは将来における問題でございまして、御意見等を十分拝聴しながら検討させて頂きたいというふうな思つております。

○岡本愛祐君 今のはこういう意味でしようか。つまり戸籍事務費を特に取出してゐるのは本籍人口に關係があるから別に取出してゐる。それから今まで寄留の事務とか、その他のものをその他の諸費でやつてゐるのは、いわゆる人口というものが同一なんだから、その他の諸費と同一なんだから突込んでやおう、こういうふうな言われる意味ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 大体岡本さんのおつしやつた通りでして、住民登録の経費の場合には、本籍人口よりも人口でこれを補正したほうがいいんじゃないかというふうな思つてゐるわけですから、なお併し研究問題として考へて行きたいと思ひます。

○岡本愛祐君 立案者一、二お尋ねいたしておきたいのですが、大阪市でございまして、地方行政委員会のほうに言つて来ている意見の中に、一体戸籍というものは庭止しらしいいじやないかというふうなことを言つ

てゐるのです。でこの法案をお作りになるに當つて、そういう御研究をなすつたか、それから戸籍の必要というところが非常に問題になる、これが是非とも必要だという必然性、そういうものについてもう少し御説明を願つて置きたいと思ひます。

○説明員(平賀健太郎) 只今大阪市から意見が出てゐるというお話でございまして、私も大阪市の要望を聞いてよく知つてゐるのであります。市町村の中には、大阪市のような要望をしてゐる所が他にもございまして、結局これは経費の問題になりますので、来年度の予算を組みます際に十分これは考慮に入れまして、なお実情等もよく調べまして、予算を組みます際に十分考慮に入れたらと思つております。

それから第二の点であります、戸籍と住民登録を一本にしたかどうかという意見は、これは各方面にございまして、私もといたしましては、これは十分考へたのでございまして、只今の戸籍というものが昔でありましたら家を単位にしてきております。今であります、夫婦と、その間にできた子供、更に細く言いますと、夫婦とその間にできた氏を同じくする子供、というのを単位にして戸籍というものができてゐるわけでありまして、でありますから、夫婦と子供が戸籍の中に同居してゐる形になつてゐるのであります、現実の生活の実態、これはいわゆる世帯であります、世帯は必ずしも戸籍と一致しない場合が非常に多いのであります。その關係で以てまして、これを今のままで一本にするということとはちよつとこれは技術的に不可能なのであります。これを一本にしようという

ことになりまして、どうしても戸籍と戸籍を分離したしまして、個人単位の身分登録制度、丁度ヨーロッパの諸国、アメリカなんかでやつておりますように個人単位にしてしまふ、戸籍をばら／＼にして個人単位の戸籍にするというふうに考へるよりはかたないのではありません。ところが現在の戸籍を個人単位にばらすということ、これはなかなか一朝一夕の仕事ではありまじせんし、経費も莫大な費用がかかりまして、又これをばらすことにいたしました実益があるかと申しますと、住民登録と一本になれるという可能性はありますけれども、他方現在の戸籍にはとにかく夫婦、親子の關係、その個人の身分關係といふものが一目瞭然とわかる身分關係の証明が非常に容易であるといふような、ヨーロッパの個人単位の身分登録制度の持たない非常な長所を持つてゐるのであります。この長所が全部失われてしまふということになりますと、これはかなり不便を來たすわけでありまして、でそういうような実情にありまして、戸籍と住民登録、これが一本にできたら非常に有利なところがあります、この実現ということとは差當つて非常に困難であるといふふうに考へております。それからこの戸籍の附票といふものをやめるようにしたらどうか事務も簡易になつて経費も少なくて済むのじやないかという意見、これもあちこちにあるのであります、私も十分その点は考へられ

てゐるわけでありまして、戸籍との關係がありまじせんために、同一人が二重に登録されておるといふような例が非常に多い。それから申告されておりますところの生年月日が本当の生年月日と一致してゐない。それから配偶者でないものが世帯台帳には配偶者として載つておるといふようなことになりまして、この戸籍とやはりそういう關係を持ちまじせんために、住民票といふものの公証力といふものが非常にこれは減殺されるわけでありまして、例えば選挙人名簿調製の基礎にいたしまする場合には、年齢といふものが非常に重要な意義を持つて来ますが、戸籍と関連して作られた住民票でございまして、年齢の点において信用が置けないといふことになりまして、選挙人名簿の調製にも十分信頼をおいて使えないといふような結果になつてゐるのであります。そういうわけでお経費がかかり、手数料もかかるのでありますけれども、戸籍と住民登録との統一というところができない現状においては止むを得ない措置じやないかと、こういうふう

に考へております。

○岡本愛祐君 今一点お聞しておきますが、現在の寄留制度で我々實際非常に困りますことは、法律並びにそれに基く法令におきましては寄留といふものは届出でよいといふことであるのですが、いざ届出を持つて来ますと、それは戸籍謄本が要る、これは配給の何とかを持つて来いといふようなことになりまして、二度も三度も足を運んで随分面倒でやめてしまふといふようなことが多いいです。規則ではそんなことになつてゐないのですが、今度折角この住民登録法ができまして、規則に

おいて一般の民衆が登録されるようになっておりますけれども、又そういう面倒なことになる虞はないのかどうか、政府においてその用意があるのかないのか、それをお尋ねしたい。

○説明員(平賀健太郎) 現在の寄留制度で届出の際に配給通帳を持つて来いとか、或いは戸籍抄本を持つて来いといふようなことは、これは實際問題としては或いはやつておる所があるかも知れませんが、法律の建前はそういうふうにはなつてゐないのであります。で届出がありますと、届出を市町村役場で受理いたしますと、本籍が別にありますと、本籍地のほうにその届書を送ることになつております。で本籍地のほうではその届出書と戸籍とを対照して間違ひがあれば、届出書を受理した市町村に向つてこういう点で食違つておるといふ点を言つてもらつて、届出書を受けた市町村では更に本人に確かめて、この点間違つておるのじやないかといふようなことを確かめまして、寄留簿の訂正をする、或いは職権で例えば生年月日なんか間違つておるとか、名前の文字が違つておるといふようなときには簡単に大体職権で直すことができるわけがあります。そういう仕組に現在の法律はなつておるのであります。でありますから、戸籍の抄本を出せとか、或いは配給通帳を持つて来いといふようなことは現在の建前ではできない建前でありまして、で住民登録は実施の暁においてそういうことでやりますと、これはやはり届出をしようといふ住民の協力を阻害するといふことになりまして、これは市町村としては十分慎んで頂かなければならんことだと思つてゐます。ただこ

おいて一般の民衆が登録されるようになっておりますけれども、又そういう面倒なことになる虞はないのかどうか、政府においてその用意があるのかないのか、それをお尋ねしたい。

○説明員(平賀健太郎) 現在の寄留制度で届出の際に配給通帳を持つて来いとか、或いは戸籍抄本を持つて来いといふようなことは、これは實際問題としては或いはやつておる所があるかも知れませんが、法律の建前はそういうふうにはなつてゐないのであります。で届出がありますと、届出を市町村役場で受理いたしますと、本籍が別にありますと、本籍地のほうにその届書を送ることになつております。で本籍地のほうではその届出書と戸籍とを対照して間違ひがあれば、届出書を受理した市町村に向つてこういう点で食違つておるといふ点を言つてもらつて、届出書を受けた市町村では更に本人に確かめて、この点間違つておるのじやないかといふようなことを確かめまして、寄留簿の訂正をする、或いは職権で例えば生年月日なんか間違つておるとか、名前の文字が違つておるといふようなときには簡単に大体職権で直すことができるわけがあります。そういう仕組に現在の法律はなつておるのであります。でありますから、戸籍の抄本を出せとか、或いは配給通帳を持つて来いといふようなことは現在の建前ではできない建前でありまして、で住民登録は実施の暁においてそういうことでやりますと、これはやはり届出をしようといふ住民の協力を阻害するといふことになりまして、これは市町村としては十分慎んで頂かなければならんことだと思つてゐます。ただこ

おいて一般の民衆が登録されるようになっておりますけれども、又そういう面倒なことになる虞はないのかどうか、政府においてその用意があるのかないのか、それをお尋ねしたい。

これは先ほどの御質問にございましたように、そういう場合に法務総裁が何らかの職権の権限がないということになりますと、実は困りますので、そういう場合のために二十九条がやはり役立つのじやないだろうか、そういうことがないようにということをお勧めする、この勧告、助言の権限をそういう場合に使うべきではなからうかというふうに考えております。

○岡本愛祐君 寄留制度においてそういうことがないように法はなつておるといふことは私もよく知つておるところが私はこの一月に杉並区から世田谷区へ越して参りました。それで地方選挙もあるから早く寄留しようというので、寄留を私自身はやりませんでしたが、子供や家内が両三日行きまされたけれども、なか／＼それが片が付かない。もう選挙人名簿を作る期日が遅れてしまふというやうな……、ところがそれは配給の通帳を持つて行けばそれでいいのだということで解決は付きましたけれども、とにかく寄留はなかくできない。十四日でやれとか何とかと言つたので故郷へ戸籍謄本を送つて来なければならぬ、それを送つて来なければならぬ、それはこういう制度をやつておる二十三区の行政区が悪いと言つてしまふはそれまでですけれども、これはやはり何かもう少ししなければならぬ法の欠陥があるのではないかと。無理なことをここできめても、これは法律だけが簡単になつてしまふだけで、実際はそうは行かないということになるのですから、だから法を簡易化するとは結構ですが、けれども、実際に簡易な手続でそれが正確にできるような仕組にして頂きたい。

い。その点を私は憂うのであります。て、そういう虞れがあれば、法律でな／＼のところでやらなければならぬといふふうな規定すべきだと思ふ、そうすればみんな成ほど法律がそうなるのであるからそうしなくちやならぬといふことになりませんが、我々の割切れないのは、我々は法律の端くれを知つておりますから、寄留法や何かでこうなつておるのに、なぜ戸籍謄本を取りに行かなければならぬのかというところに疑問を持つておる。だから折角住民登録法をお作りになるのに、法律だけが簡易でも仕方になるのに、非常に不正確なものができるとすれば、勧告とか助言とかでそういう手続をとらざるを得ないということになるのであります。その点はどうか、この法案のように規定がしてあれば大丈夫な確なものができるのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(平賀健太君) この住民登録におきましては、市町村の固有事務といふことになりまして、国のほうの監督権といふものはないといふことになりますので、ただ勧告、助言といふこととではあつて行くよりほかにないです。やはり届出が励行されない、又市町村当局の側で届出をしようとする熱意を殺ぐやうなことをいたしますと、結局やはり住民登録がうまく行かないといふことになりまして、市町村のほうでも事務に支障を来すといふことになると思ひますので、市町村でも実施上これは十分こちらで言わずとも、その点は考慮するのではないかと、いふふうな考えられます。なお現在の寄留事務につきまして、お話のやうな事情がございましたら、幸いに寄留事務につきまして、今国の事務といふことになつておられて、法務総裁の監督権があるのですから、実情をよく取調べまして、或いは他にもそういう例があるかも知れませんが、こちらのほうで何か監督上必要な措置を講じたと思つております。

○岡本愛祐君 先ほどから私の言うのは国から助言や勧告をしなければならぬといふ法の組織が完全かどうかという問題なのです。つまりこれは二十三区はそうしなければやり切れんだらうと思う。寄留といふことが何や何やわがわがわからない、だから戸籍謄本を出せ、それから配給通帳も出せといふことになるのありまして、難きを強いるようになりまして、何かそこに届出のときにどうしろといういい規定ができないかどうか、よく御研究になつたかどうか、これで皆がやつて行けば正確なものができるとお考えになつておるのかどうか、それでも政府のほうでできるのだといふやうな自信があるやうなきめ方になつておれば、勿論そのほうが結論なのであります。又何か面倒なやうなことを区役所や町村がする気遣いもないのですから、非常に不正確なものができると、止むを得ずやうな措置をとつた、こういうふうにするのです。その点をもう少し私の質問に正確に答えて頂きたい。

○説明員(平賀健太君) 結局繰返し同じことを申し上げるやうであります。法律の規定としては戸籍法、それから現行の寄留法なども対照いたしました、この程度で十分じやなからうかと私も考えるのでございますが、御懸念の点は実際の運用の点におきまして十分賄つて行けるのじやないか、こういうふうな考えております。

○岡本愛祐君 先ほどから私の言うのは国から助言や勧告をしなければならぬといふ法の組織が完全かどうかという問題なのです。つまりこれは二十三区はそうしなければやり切れんだらうと思う。寄留といふことが何や何やわがわがわからない、だから戸籍謄本を出せ、それから配給通帳も出せといふことになるのありまして、難きを強いるようになりまして、何かそこに届出のときにどうしろといういい規定ができないかどうか、よく御研究になつたかどうか、これで皆がやつて行けば正確なものができるとお考えになつておるのかどうか、それでも政府のほうでできるのだといふやうな自信があるやうなきめ方になつておれば、勿論そのほうが結論なのであります。又何か面倒なやうなことを区役所や町村がする気遣いもないのですから、非常に不正確なものができると、止むを得ずやうな措置をとつた、こういうふうにするのです。その点をもう少し私の質問に正確に答えて頂きたい。

○説明員(平賀健太君) 結局繰返し同じことを申し上げるやうであります。法律の規定としては戸籍法、それから現行の寄留法なども対照いたしました、この程度で十分じやなからうかと私も考えるのでございますが、御懸念の点は実際の運用の点におきまして十分賄つて行けるのじやないか、こういうふうな考えております。

○委員(鈴木安孝君) 他に御質問はございませんか。……御質疑がないやうでありますから、連合委員会はこの程度で閉じたいと思ひますが、御異議はございませんか。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。

○委員(鈴木安孝君) 御異議がないと認めて、連合委員会は閉じるといたします。